

電力・ガス取引監視等委員会

第13回料金制度専門会合

1. 日時：令和4年4月18日（月） 15：00～15：57
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、松村委員、村上委員
(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○田中NW事業監視課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第13回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局、ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者・随行者は受け付けないこととさせていただきます。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日は平瀬委員は御欠席となります。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は、山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 はい、承知いたしました。

それでは、議事次第に従って、今日の議題は1件ということで、「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計」ということでございます。

最初に事務局から資料を御説明いただいて、それで議論とさせていただきます。

それでは、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。

こちら、タイトルが「託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細設計について」ということになっております。

続きまして、2ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの図にございますとおり、

昨年11月に本会合において取りまとめた内容に基づいて、申請、審査に向けた準備を行っているところでございます。本会合では引き続き、審査・査定に向けた追加論点について御議論いただきたいというものでございます。

続きまして、3ページ、「1. 制御不能費用の見積り方法」ということですが、4ページでございますが、制御不能のこの期初の見積りということにつきましては、これまでの料金制度専門会合における議論を踏まえ、以下の2通りの方法で行うことと整理をされていまして、1つが見積り方法①ということで、過去5年間の実績を踏まえて見積り費用を算定する。見積り方法②といたしまして、何らか合理的な前提条件に基づいて、過去実績以外の方法で見積り費用を算定するというものでございまして、制御不能費用の対象とされた各費用について、その特性も踏まえた具体的な見積り方法について御確認いただきたいというものでございます。今回の対象費用ということについては、5ページと6ページのこの赤い枠囲いで囲まれている部分というのが、今回のこの対象費用ということになってございます。

続きまして、7ページでございますが、調整力関連ということにつきましては、こちらに表示している各所の費用ということが制御不能費用の対象となっているわけですが、続きまして8ページを御覧いただきますと、各費用の具体的な期初の見積り方法ということですが、調整力費用（容量拠出金）ということにつきましては、こちらの8ページに記載のとおり、期初の見積り方法としては、単価については容量市場の約定価格である2024年度のこの単価、2025年度の単価というものがあることから、これを引用しまして、2026年度、2027年度については容量市場の指標価格（Net CONE）というのを引用しまして決定しまして、必要量を用いて算出することとしてはどうかということでございます。

9ページは、こちらは過去の整理ということでございます。

10ページでございますけれども、調整力費用のブラックスタート電源確保費用ということについてでございますが、こちらについては10ページの下のとおり、2023年度においては調整力公募で調達する電源Ⅰ、Ⅱの中のブラックスタート機能費用であることから、後述する電源Ⅰと同様に、2017年度～2021年度の5年間における実績値を基にして見積もることとしてはどうかということでございまして、2024年度、2025年度については、ブラックスタート機能公募での約定結果から容量拠出金の約定結果を差し引いた値を引用して見積もることとしてはどうかということでございます。

③ですけれども、2026年度、2027年度については、こちらは2024年度、2025年度の約定結果の平均値から容量抛出金の見積り値を差し引いた値ということでございますが、括弧内に書いておるとおり、東電P Gについては、競争入札がなされた結果、複数事業者の競争となったことから、2025年度の約定結果の値というのを引用して見積もることとしてはどうかということでございます。

沖縄電力については、容量市場へ参加しないということを考慮し、翌年度分を公募にて調達しておりまして、2024、2025年度の約定結果がないということでございますけれども、2017～2021年度の5年間における実績値を基に見積もることとしてはどうかということでございます。

以下、11ページ以下、ブラックスタート機能の詳細に関する参考資料や、このブラックスタート機能公募の制度設計専門会合における検証といったものも参考に添付をしております。

15ページでございますけれども、こちらに関しては調相運転用の電源確保費用ということですが、こちらにつきましては15ページに記載のとおり、将来の電力系統の電圧状況等を見積もることは困難であるため、直近の2021年度の実績値を基に見積もることとしてはどうかということでございます。

続きまして、18ページでございますけれども、こちらは調整力費用（最終保障供給対応）ということでございますが、最終保障供給対応については、18ページの記載のとおり、将来分を想定することが困難であることから、2017年度～2021年度における実績値を見積り費用とし、その取引損益を収入上限に反映させることとしてはどうかというものでございます。

続きまして、19ページでございます。こちら、公租公課については前回専門会合で御議論いただいたわけですが、前回専門会合における委員の御指摘を踏まえ、以下のとおり見積もることとしてはどうかということで、こちら20ページにございますように、圓尾委員のほうから御指摘をいただいていたところでございます。

したがって、戻っていただいて19ページでございますけれども、法人税のところについては、こちら前回はこの事業報酬額というところの値ということに御提案していたわけですが、こちらにつきましては分社後の実績を基に算出した値というのを法人税に課した見積り費用とするということとしてはいかがかということでございます。

続きまして、21ページでございますけれども、こちらインバランス収支の過不足という

ことでございます。インバランス収支過不足につきましては、これまで各種審議会において整理がなされてきたわけでございますが、基本的にその整理に基づく形にしてはいかがかということでございまして、21ページにございますとおり、インバランス収支過不足については、第1規制期間に発生すると見込まれる収支過不足と2022年度以前に発生した累積収支額というのを見積り費用に算入することとするということで、なお、2023年度～2027年度のインバランス収支過不足については精緻に予測することが困難であることから、期初においては見積り費用に算入せず、実績値を踏まえ、事後調整を行うこととしてはどうかということでございます。

また、3ポツでございますけれども、2022年度以前に発生した累積収支額のうち、2022年度に発生するインバランス収支過不足については精緻に予測することが困難であることから、期初においては見積り費用に算入せず、実績値を踏まえ事後調整を行うこととし、2016年度～2021年度に発生した累積収支額のうち2022年度に繰り越すこととされた額を見積り費用に算入することとするということでございます。

22ページ、23ページに関しては、これまでインバランス収支過不足に関して審議会において行われてきた整理ということでございます。

続きまして、24ページでございますけれども、政策関連費目のうちの混雑対応（再給電費用）については、以下のとおり見積もることとしてはどうかということでございます。

こちら24ページにございますとおり、混雑対応としては、再給電方式ということについては2022年度より導入されることから、期初にその費用を見積もることは困難であるということで、このため期初においては計上せず、事後調整により対応することとしてはいかがかということでございます。

25ページ、26ページについては、参考資料ということで添付をさせていただいております。

続きまして、27ページでございますけれども、事後検証費用の見積り方法ということでございます。

28ページですけれども、期初における事後検証費用ということにつきましては、こちらも制御不能費用と同様に、過去5年間の実績を踏まえて見積り費用を算定する方法ということと、②といたしまして、何らか合理的な前提条件に基づいて過去実績以外の方法で見積り費用を算定する方法というのが考えられるということでございますので、こちらにつきましても制御不能費用と同様に、その特性も踏まえた具体的な見積り方法について御確

認いたきたいというものでございます。

具体的には、29ページのところにございますように、こちらの赤枠で囲まれたところに関して今回御確認をいたしたいというものでございます。

続きまして、30ページですけれども、こちら調整力固定費ということですが、これについては以下のとおり見積もることとしてはどうかということですが、こちら30ページの下にございますとおり、期初の見積り方法ということについては、2023年度分における電源Ⅰということにつきましては、これは2018年度～2021年度の4年間における実績単価及び2022年度の公募結果に基づく単価ということで、これで合わせて5年ということですが、各エリアの電源Ⅰの想定必要量というのをを用いて見積もることとしてはどうかということですが、

2023年度分における電源Ⅰ'ということについては、これは2020年度より全エリアで必要量が設定をされまして、供給期間の統一、広域調達というのが開始されたということを踏まえまして、2020年度以降の2020年度～2021年度の2年間における実績単価及び2022年度の公募結果に基づく単価というものに各エリアの想定必要量というのを掛けて、用いて見積もることとしてはどうかということですが、

なお、沖縄電力については、こちらについては容量市場へ参加しないことから、第1規制期間の各年度の電源構成に基づき、公募にて落札が想定される電源というのを特定の上で、当該電源の固定費用を用いて見積もることとしてはいかがかということですが、

31ページ、32ページ、33ページ、34ページにつきましては、調整力公募の概要資料、参考資料というのを参考に載せさせていただいております。

また、35ページでございますけれども、こちらの調整力可変費、調整力公募による運用費用の可変費ということですが、こちらについては35ページに記載のとおり、以下のとおり見積もることとしてはどうかということですが、2023年度については、調整力の広域運用というのが2020年度末までに9社全てで開始されたことを踏まえまして、2021年度実績というのを基に見積もることとしてはどうかということですが、

沖縄電力については、先ほどと同様に、第1規制期間の各年度について2021年度実績を基に見積もることとし、必要に応じて需要想定や電源補修計画等に基づく調整力運用の見通しを反映させることとしてはいかがかということですが、

36ページ、37ページは、参考資料ということで載せさせていただいております。

38ページでございますけれども、こちら調整力費用（需給調整市場における1次～3次

調整力①の調達費用)ということでございます。こちらにつきましては、この38ページの下にございますように、調整力費用(需給調整市場における1次～3次調整力①の調達費用)ということについては、広域機関で検討された複合約定ロジックの考え方に基づき試算された必要量と、需給調整市場ガイドラインの考え方に基づき、逸失利益及び固定費回収のための合理的な額の試算結果に基づく調達単価を用いて見積もることとしてはどうかということでございます。

なお、2ポツに記載のとおり、固定費回収のための合理的な額については、需給調整市場の競争状況が時期によって異なることが想定されるため、約定確率を考慮した金額の設定の議論を踏まえた上で、見積り方法を精査していくこととするということとしてはいかがかということでございます。

こちらの調整力費用のほうの見積りということにつきましては、以下の39ページから43ページまでに記載をしているとおり、制度設計専門会合においてこのように検討がなされてきているところでございますので、こちらの内容というのを踏まえて見積もることとしていってはどうかということでございます。

続きまして、46ページでございます。こちら、次世代投資費用の査定についてということでございます。

こちら46ページにございますとおり、レベニューキャップ制度においては、電力ネットワークの次世代化を図ることを促す観点から、一般送配電事業者において効果的な次世代投資計画というのを策定することが求められているところでございます。

こうした次世代投資の査定においては、その妥当性について個別査定を行うに当たり、規制期間内に限定しない中長期的な取組を推進していくという観点から、費用対便益等により取組の重要性が認められる投資のみを対象とすることとしているため、効率化係数を設定しないこととしております。

このため、具体的にどのような投資を次世代投資の対象と整理をするかというのは重要であるところでございますけれども、レジリエンス、脱炭素化、DX等の観点から電力ネットワークの次世代化に向けた投資のうち、厳密に整理すれば、第1規制期間においては費用対便益というのが一定以下—— B/C 、コストベネフィット分析というのが例えば1.0未満ということであったとしても、中長期的には費用対便益が一定以上となるような取組が、レベニューキャップ制度査定における次世代投資費用と位置付けられるのではないかとということでございます。

これを踏まえて、料金制度専門会合での議論ということに加え、具体的にどのような投資を次世代投資査定の対象とするかについては、資源エネルギー庁において検討している他の政策との整合性及び系統整備における情勢等を鑑み、よく議論することが重要ではないかということでございます。

47ページは、こちら料金中間取りまとめ、託送料金専門会合における中間取りまとめの参考資料ということでございまして、48ページのほうは資源エネルギー庁における審議会の資料ということになってございます。

続きまして、49ページでございますけれども、「広域化及び仕様統一に係る費用における全国負担の検討について」ということでございます。

こちら50ページを御覧いただけますでしょうか。こちらにございますように、レベニューキャップ制度においては、「広域化」「仕様統一」という目標を設定していたわけですが、この効果というのがエリア全体に裨益することから、これに伴う費用についても全国負担とすることが妥当と考えられるということでございまして、既にK J C（広域需給調整システム）など10社でこの共同活用するシステムなどについては、特定の事業者が開発主体となる一方で、その費用については全T S Oが受益に応じて負担をすることと整理をされているところでございます。

今後、このように送配電設備の広域化及び仕様統一化というのを迅速に進める上では、この関連する費用について全国負担の考え方というのを検討し、これを受けて、期中であってもレベニューキャップ制度の調整を柔軟に実施していくことが望ましいのではないかとということでございます。

4ポツにございますように、例えば、レベニューキャップ制度における指針において目標設定とされた「中央給電指令所システムの仕様統一化」については、調整力運用コストの低減による託送料金の低減効果、また、全体最適なこのメリットオーダーによる社会コスト全体の低減効果というのが全国エリアにて裨益することから、その導入に係る費用についても全国負担の考え方を適用することが妥当ではないかということでございます。これにより、開発主体となるか否か、また、リプレース時期の差異等によって特定のエリアに除却損といった負担が発生するということを回避し、適正な負担を前提とした議論の加速などが期待されるのではないかとということでございます。

今後、全国負担の対象とする費用の特定や、負担割合の考え方——例えば需要電力量での按分や具体的な受益を特定した上での按分などといったところは考えられるわけですが

れども、そういった負担割合の考え方の検討を行っていくことが必要ではないかというところでございます。

51ページと52ページにつきましては、こちらは過去のこの審議会における検討資料を参考資料としてつけさせていただいているところでございます。

以上、多少駆け足ではございましたけれども、資料3に関する事務局からの説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長 どうもありがとうございました。

ということで、託送料金制度の詳細設計で残されたところですね、それについて御説明いただいたということであります。

それでは、今の事務局からの説明について、皆さんから御意見、御質問を伺いたいというふうに思います。それで、発言希望の場合はこちらへのお知らせをいただくのですが、今回からはTeamsの挙手機能、これに統一したいと思いますので、御発言御希望の方は挙手のボタンを押していただくということをお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。どなたか御質問、御意見、御発言希望はいらっしゃいますか。だんだんと実施に向けて内容も、細かい話と言ってはあれですけども——というところに来ていまして、言い方を変えると仕上げの段階に来ているということだと思いますので。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

それでは、圓尾委員、前回、税金のところ御指摘いただいていますので、今回こういう形になりましたけれども、何かコメントあればお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○圓尾委員 すみません、圓尾です。ありがとうございます。

まず、前回御指摘させていただいた点については、今回19ページに変更後の形で書いていただいていますけれども、これで異存ないです。前回のものよりはずっと実態に近い形になったと思います。なるべく制御不能費用を実態に近い形で見積もるという方針に沿ったものと思います。

それから、もう1点だけ指摘させていただきたいのは、論点3の46ページのところになります。先ほど田中課長から説明していただいた、その趣旨は全くそのとおりで異論ないところです。ただ、この3ポツ目の書き方を見ると、後でペーパーだけを見ると、第1規制期間においてはB/Cが1を基準として考えないけれども、中長期的には1.0という数値が基準になってしまう危険性も感じるので指摘させていただきたいです。費用対便益を

数値で検証してみるのも大事な話だとは思いますが、それよりも、この1行目から2行目に書いてあるレジリエンス、脱炭素化、DX、こういった観点で必要なものを次世代投資と認める場合には、ぜひ、例えば脱炭素化であれば脱炭素化の全体像を示した上で、今この投資がどの部分をやろうとしているのか。業界内でもいいですし、各企業でもいいのですけれども、全体像の中のどういう位置付けにあるものをこの投資によって達成しようとしているのか。そのロードマップみたいなものであったり、それから、この投資をすればそれが達成できるのか、これが終わった後にはまたさらに投資が必要なのかとか、そういう何か全体像を示した上で、重要性も判断できるような形で、ぜひ申請するときには出していただけたら、よりよい審査ができるのではないかと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

いつものことですが、事務局からのリプライあるいは反論は後でまとめてやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、今、池田オブザーバーが手を挙げていらっしゃいますけれども、委員の方いらっしゃらなければ池田オブザーバーに御発言願いたいと思います。どうぞ、池田さん、御発言ください。

○池田オブザーバー 丁寧な御説明ありがとうございます。1点だけ申し上げたいと思います。

次世代投資についてですが、何を次世代投資とするかは定義が難しいとは思いますが、資料に記載いただいていますとおり、個別の査定を十分に実施していただいて、過度な投資につながらないようお願いします。次世代投資は長期にわたるものが多いと思いますので、今回それぞれ査定していくと思うんですけれども、数年後に査定内容を振り返って検証できるような取組も重要ではないかと思いますので、一言だけコメントさせていただきました。どうもありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

次は、松本オブザーバーからの御発言御希望ですね。どうぞ御発言ください。

○松本オブザーバー 九州電力の松本でございます。50ページにあります広域化及び仕様統一に係る費用における全国負担の検討について、発電事業者、小売事業者の立場からコメントをさせていただきます。

広域化、仕様統一の効果というのはエリア全体に裨益するものであるため、これに伴う

費用を全国負担で行うという考え方については理解するところでございます。

一方で、個別エリアの負担が全国負担となることによる需要家への影響は、各エリアによって異なってくると考えられます。小売事業者としては、それがどの程度のインパクトなのかというのが気になるところでございます。つきましては、全国負担の適用については、その対象の範囲や負担割合など、公平な負担の観点から丁寧にぜひ御検討いただきたいと思っています。

発言は以上です。

○山内座長　それでは、次は白銀オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○白銀オブザーバー　関西送配電、白銀でございます。ありがとうございます。

今回、制御不能費用、事後検証費用の見積り方法について、それぞれの費用の特性を踏まえて具体的に整理いただきました。今後、送配電事業者としましては、整理いただいた方法にのっとり期初の算定を進めてまいりますが、例えば調整力の費用は需給調整市場への過渡期であります。見積り費用と実績費用が大きく乖離する可能性があるということも考えられますので、積極的に期中で検証を行っていくということは大変重要ではないかと考えております。その検証の結果、一般送配電事業者にとって外生的な要因で乖離が生じているような場合には、速やかに期中での調整をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。今のところ、御発言の御希望はないですが、一旦ここで切って大丈夫ですか。——今、手が上がりました。それでは、安念委員。

○安念委員　これ、私の知識がただ単に少ないということなので、教えていただければと思うんですけども、最終保障供給対応の費用の見積りの話が出ておりました。これは私、新聞なんかで聞きかじっているだけの話なのですが、このエネルギー危機といまでしょうか、電気料金の高騰によって、今まで予想していなかった大きな企業が最終保障供給の申込みを相次いでしているという話を聞いております。そうしますと、先行きにおいては、2017年度から2021年度における実績よりもかなり、それが益となるか損になるかは分かりませんが、その額がこの過去5年間の実績よりは相当大きくなるという可能性もありはせぬかと思うんですけども、もしそうなった場合には、期中か事後か、とにかくその調整をすればそれでよろしいというふうに考えればよろしいのか、そもそも契約の申込みがたくさんになったからといって収支差そのものはそんなに大きくなるもの

ではないと考えればよろしいのか、あるいはまた別の考えがあるのか、もしどういうふう
に考えればよいのか教えていただければ幸いです。これが第1点。

もう一つは、中給のシステムの話なのですが、仕様統一の話なのですが、これはちょっと
と私が自分の問題や関心から言っているだけのことなのですが、昔から大きな設備とかシ
ステムの共同調達というのは一つの独禁法上の問題が生じるというのは、これはよく言わ
れていることで、今回も相当大的な買い物になるでしょうし、何といてもT S Oにとっ
ての頭脳部分を調達するということになるわけですから、一度調達・納入されれば、そう
そうベンダーさんが替わるというふうには思えません。そうした中で、電力各社がそろって
調達するとすると、そのときの調達側の力というのは非常に大きいものになってしまって、
競争政策上どうなのだろうかという疑念といいたししょうか、そういうものが出る可能性は
あるのではないかなと思うんですが、この点については私の頭の整理をしたいというだけな
のですけれども、何かお考えがあれば教えていただければ幸いです。

以上、2点伺いました。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員 北本です。

2点ございまして、まず1点目が、スライド10ページ目の一番下のポチの公募によっ
て単価を決めていくという点です。最後に記載の、上記の整理に加えて、必要量の変更、
適正な競争結果及び技術検討を反映していることの是非についても検討を行うというこの
辺りです。査定をする際にこの点をよく見ていってもらいたいと考えています。及び、他
の公募を利用する場合に同様に検討していくことが必要だと思います。

2点目ですけれども、スライド46で、次世代投資についてです。3ポツ目の第1規制期
間のみならずという点は賛成です。長期的な視点で、日本全体にとって費用対効果、便益
が高いものを優先的に決定していく仕組みが必要だと思います。また、これを実施する事
業者の方の実現可能な体制等もやはり考慮して、例えばリソースとか技術力とか、そうい
ったことを考慮した上で決定していくことが必要だと思います。これらの次世代投資は基
本的には託送料金に反映されていくことになりますので、既存コストの生産性向上による
削減費用と、次世代投資の追加投資に関する費用全体を勘案し、託送料金へのインパクト
を考慮して優先順位等を決める必要があると思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は松村委員ですね。どうぞ御発言ください。

○松村委員 松村です。

今回の議題とは直接関係ないことで申し訳ありません。スライド46のところです。2つ目のポチのところで、「効率化係数を設定しないこととしている」という、これはそのように整理されたということで、資料は間違いはないわけですが、まず、費用対便益等により取組の重要性が認められる投資のみを対象としているから、効率化係数を設定しないというのは、何か普通に読むと論理的によく分からない。効率化係数は、無駄な投資をするときだけ設定するものなのではないでしょうか。投資自身は必要なものだけれども、コストが高過ぎるということに関して、もっと効率化してくれ、というために設定するのではないのでしょうか。こう考えると奇異な文章に見えます。

一方で、私自身が理解しているのは、このように整理されたのは、次世代投資まさにいろいろな意味でこれからやる投資。これからやる投資には各会社の変なこだわりというか、変な動機による非効率性は最初から入り込む余地がなく、最初からかなり効率的にやっていただける。したがって、こういうような係数を設定して、さらに効率化を促す必要のない投資と理解しています。このような整理に著しく反するようなものが次々と後から明らかになると、どんな重要な投資であったとしても効率化に関して再検討が必要になってくると思っています。そのようなことにならないように、その次世代に関しては、最初から極めて効率的な投資になることを期待しております。

次に、スライド50。これも今回の問題と直接関係なくて申し訳ないのですが、ここでは当然、負担ルールについて、ケース・バイ・ケースで考えていくことが言われているのだと思います。合理的な提案だと思います。それで、一番いけないことは何なのかというと、各社ごとに当然利害というのが対立する可能性が出てくる。その利害対立の結果として、本来ならばもっと徹底的な統一が望ましいにもかかわらず、その利害の調整がつかないから中途半端な統一になるだとか、中途半端な調達になるとか、そういうようなこと。中途半端な開発になるというようなことが一番恐れられていて、そのようなことにならないように、そのような利害対立が弊害にならないように、ちゃんと調整するので、ある意味で表の場で、ちゃんと不満がもしあるような状況になれば、ちゃんと納得が得られるように第三者の目できちんと整理するので、だからこのところは——ちゃんとやると言うことと変なのですが、仕様統一とかというのが後退しないようにすることが一番重要な点なのだと

思います。この提案ではもちろん負担の公平化ということで議論されているわけですが、このようなことが議論されるというものの大前提は、効率的な仕様統一というのがちゃんと強力に進むということだということなので、ここでいろいろもめるからうまくいきませんでしたということに決してならないように、きちんと進んでいただければと思います。

それで、この点について、独禁法上の問題が指摘されたのですが、私は、付随することで、仕様統一化自体ではなく、関連する文脈で、あり得ることは想像がつくのですが、私は逆に、なぜ特にこの文脈で「独禁法上の問題」などという議論が出てき得るのかがよく分からなかったので、議論するのであればもう少し詳しく説明していただければ、と思いました。

それから次に、調整力市場に関してこれから整理されてくるということなので、積極的な期中の調整が言われました。それはもっともなことだと思います。この整理で正しいと思います。ただ、一方で、まだ始まっていない部分、始まったばかりの部分について、その市場の設計やルール設計に関しても送配電部門は重要な役割を果たしていることも決して忘れないようにしていただきたい。そのときに、見積もったものよりも物すごく大きなコストが発生しているけれども、それはルールがうまく機能しなかったからで、その機能しなかったのは送配電部門が強く主張した結果としてそういうルールになった部分で、なおかつコストが増えたものは単に親会社に利益が付け替えられているだけ、などということが仮に出てきたとすると、簡単に消費者の理解は得られないと思います。見積りと大きく違う結果が出てきたときには、送配電部門は制度の改革にも一定の責任を負っていることを自覚の上で、それに十分に協力してくださる、ということがなければ、期中の調整だって簡単には理解を得られないことは、頭に置いていただく必要があると思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

どうですか、3番目の御指摘は安念委員のほうから追加御説明とかはありますか。

○安念委員 まあ、思い付きと言っちゃ思い付きなんですけれども、仕様が統一されてしまえば、納入側にはその仕様を守る以外がなくなって、競争が働かなくなってしまうのではないかなということを申し上げただけです。もちろん費用の節約とかいうことがありますので、社会全体としては恐らくベネフィットのほうが大きいだろうとは思いますが、あり得る問題ではないかというので指摘申し上げたというだけのことでございます。

○松村委員 すみません、ちょっといいでしょうか。なぜ仕様が統一されると競争がな

くなるのかというロジックをもう少し説明いただくと……。

○安念委員 いや、これはちょっと私の勘違いかもしれませんが、その統一化された仕様以外の納入のチャンスもあるという状態に比べれば、やはり競争が削減されるという状況になるのではないかと感じたので、そう申し上げただけです。

○山内座長 統一された仕様に対して非常に優位性を持っている事業者とかがいれば、そうなる可能性があるかもしれないですね。

○佐藤事務局長 先生、これはそもそも双方独占じゃないですかね。まず、提供する業者って大体1社か2社なので、そうするとこれ、トレードですよ、双方独占だから。なので、かなり違うような感じがするんですけども。それで、私広域機関にいて、広域機関システムでしたけれども、大体提供できるって東芝と日立だけど、相当それでもこしかなないという感じになるので、むしろベンダーの言いなりにしかならなくて、独占されているというか、双方独占でトレードだと、どちらかというと圧倒的にベンダーの方が知識が多いから、勝ちようがないという感じがしました。

○山内座長 逆にそっちのほうの問題だと。

○佐藤事務局長 ええ。

○安念委員 すみません、安念です。私もそのことはよく分かります。

○山内座長 ということで、松村さん、そういうことでよろしいですか。

○松村委員 もう結構です。ありがとうございました。

○山内座長 双方独占のゲームをつくっていただいて、放っておくしかないかなと。

川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 ありがとうございます。今、独禁法の話が出ましたので、そこだけちょっと言わせていただければと思います。仕様の統一というのは国際的な標準の場合にもそうですが、標準化していくということ自体が競争法上問題があると言われると、必ずしもそうっていないという理解でございます。これはベンダー側の力とバイイング・パワーの方の力との関係にもかかわるのですが、仕様の統一で、ベンダー各社による競争の土俵が整うので、ベンダー間での競争が活発化するということもあります。寧ろ、仕様が統一していないと、独自仕様による囲い込みの弊害もあります。世の中には、強制規格というものすらあり、仕様統一をしていくこと自体、そして、送電会社はその仕様に従うこと自体が直ちに競争法違反と言われると、あまり競争法の世界でもそうっていないという理解でございます。

そのほか、制御不能費用全般の話ですけれども、ここに書かれているのを見ると、かなりのものについて当初見積りについて、ある程度一定のルールでやるが、それが難しい場合には事後調整することとし、あるいは、見積りと実態が違っていれば、最終的な期末のほうで翌期での調整にて実施しますというような立て付けになっているのではないかと理解はしています。「実績値に基づく事後調整」という記載が何か所かにあるのですけれども、これは上振れもするし下振れもしうるので、見積りが過大だった、あるいは見積りが小さかった、どちらにも振れるので、そこはニュートラルなのだとは思いますが、私自身は、今期に当初見積りよりも大きなコストが出たからといって、それを翌期のコストに織り込んで（キャリーオーバーして）、その翌期のコストが大きくなることで回収するというような形はちょっといかがなものかなという気はしています。それは需要家にとってマイナスの影響があるのではないかなというふうに思っているからであります。いずれにしても、他方で、安易に期中での調整が認められるということ自体が正しいとも思っていないので、そこら辺はニュートラルですけれども、かなりの実質的な規模で大きなぶれが生じた場合には、可能な限り、期中での調整というのもぜひ考えていただくしかないのかなというふうに思っています。

それから、次世代投資の話が何度か出ています。46頁部分ですが、私自身は、この書き方というのが松村先生のおっしゃるとおり、いまいち何か、理解しにくいと思ったところなんです。この料金制度専門会合とか、この委員会そのもののタスクというのは、それがレベニューキャップ制度の下で適切なのかという判断であって、何をもって次世代投資と言うのかについては、本来はエネ庁などでもう少ししっかり議論してもらおうというのが大前提になっているのではないかなというふうに思っています。それが、その査定だけを我々がやれと言われても、その前提はむしろ資源エネ庁のほうできちんとやらなければいけない話のような気がします。どちらの方向でこれから次世代投資をしていくのかという政策論をもう少しきちんとエネ庁等でしていただいて、我々がそれを査定するという立場のほうだということだと思えますし、我々がやれることにこれは限界があるなというふうな気がしているのですけれども、そこら辺、事務局のほうはどのようにお考えなのか、伺えればと思っています。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

今は挙手されている方はいらっしゃらないのですけれども、よろしいですかね。ほかに

いらっしゃいませんか。

では、取りあえずここで一旦切らせていただいて、事務局のほうからリプライをお願いできればと思いますが。よろしくお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　活発な御議論をありがとうございます。

まず、46ページは次世代投資のところにに関してでございますが、こちら、圓尾委員のほうから御指摘いただきましたけれども、全体像、ロードマップというところというのを踏まえて議論していくことが大切だという御指摘がございましたので、そちらにつきましてはそのような形で今後の審査などというのでも取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

また、松村委員のほうからも、こちら次世代投資ということに関して、次世代投資ということについてはしっかりと効率化がなされているというふうな前提に立った上で、個別査定を行っていくものだというようなものではないかという御指摘というように理解をしておりますが、基本的にそのように考えているところということでございます。

また、川合委員のほうから、こちら次世代ということにつきましては、政策的な大きな方向性ということについて資源エネルギー庁のほうでもこれはちゃんと御議論いただく必要があるのではないかということにつきましては、46ページの最後の4ポツのところで書いておりますように、こちら、資源エネルギー庁において検討しているこの政策との整合性といったところというのも鑑みてよく議論をしていくことが重要ではないかということで、まさに御指摘の点ということについても踏まえつつ、検討をしてまいりたいというように考えているところでございます。

○佐藤事務局長　46ページでさらに補足します。川合先生もおっしゃったように、どうして書いたんだということになると思うんですね。つまり、エネ庁でもっと議論しろとも確かに書いてあるし、効率化係数も設定しないということも分かっているでしょう、だったらどうして書いたんだというのだと、それで3ポツのところではエネ庁で、他の政策と整合的とか重要だというので何でもかんでも入るというのは、それはそれで効率化係数も設定しないというのは問題で、逆に3つ目の中黒で、一定のたがをはめるべきではないかというので位置付けられるのではないかということ。厳密に整理すれば、費用対便益は一定以下でも、やっぱり中長期的かもしれないけれども、どこかで費用対便益が一定以上とならないと基本的にはいかなものかと思うと、少なくとも査定当局は位置付けるべきではないかというので書いたということでもあります。

以上です。

○山内座長 では、続けていただいて。

○田中NW事業監視課長 あと、次世代投資及び制御不能費用、両方に関して言及いただきましたけれども、池田オブザーバー、あと、松本オブザーバーではなく白銀オブザーバーですかね——のほうからも言及いただきましたが、こちらは期中の評価ということもしっかり取り組んでいき、必要があればそこは機動的に期中調整も行っていくということで、この制度設計を今回行っているということではないかというように考えているところでございます。

それと、あとは、安念委員のほうから御質問がありました、最終保障というのにかかる費用ということでございます。こちらのほうに関しましては、現在制度設計専門会合のほうでも議論を行っているところなのでございますけれども、こちら2021年における最終保障の取引損益の実績値を基に見積もることとしてはどうかということで、期初の見積り費用のほうには、2017年から2021年度における実績値を基に見積もることとしてはどうかというふうにしているところでございますが、こちらのほうはこの2017年から2020年というところについては、これは実績が出ているところなのでございますが、最終保障供給についてはこれまでは標準メニューの1.2倍という水準で供給をされてきたことから、2017年度から2020年度にかけての実績ということに関しては、これは黒字ということになっているところでございます。2021年度に関してはどうなのかということでございますけれども、これについては現在、最終保障供給の収支ということについては託送収支の一部ということになってございますので、これは託送収支、翌年この7月ということに前年度の実績というのが公表されておりますので、まだ公表はされていないということになってございます。したがって、こちら足元の3月もしくは4月の状況というのを見た上で、収支はどうなっているのかということについては分からない状況ではあるのですが、ただ、これまでのところ、今までは黒字ということであったということ、その黒字に関しては特に調整というのは行っていなかったわけでございますけれども、この2021年度というのがどうなるかということというのは改めて見る必要があるのではないかとということであると、今現在はこの最終保障供給については、少なくとも現在確保している調整力の範囲においてこれまでのところは対応できているというところでございます。それが今後、現状の調整力ということで果たして対応が難しくなった場合にどう考えるのかということというのはあるかもしれませんが、少なくとも現状においてはこれまで確保し

ている調整力で最終保障供給、目下のところは対応できているといったことも踏まえ、2021年度の実績というのも確認をした上で考える必要がある話ではないかというように思っているところでございます。

以上が最終保障に関してということでございまして、それ以外については、独禁法のところは先ほど御議論いただいた話ということかと思えます。

事務局からは、取りあえず御説明としては以上でございます。

○山内座長 あとは、御指摘いただいた、それに従って進めるようなところも幾つかあったと思うので。

○田中NW事業監視課長 はい。そのほか御指摘いただいた点につきましては、御指摘を踏まえ、今後審査等で取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○山内座長 ありがとうございます。

そういうことでございますが、追加的に御発言を御希望の方はいらっしゃいますかね。

このレベニューキャップもだんだんと日数を追ってきて、詳細なところまで来ましたということだと。あと、これを動かしてみるとまたいろいろと出てくることもあるのかなと思いますので、またそれはそれで対応しなければいけない。でも、方針はいろいろ御意見をいただきましたので、そういう方針でやっていただくということかなと思います。

よろしゅうございますかね。そういうことで、基本的には事務局のほうの案で進めていただくということで皆様御了解いただけるのではないかと私は思っていますが、よろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、本日の議事予定は以上ということでございますので、大変効率的な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

ここから先の進行については事務局のほうでお願いしたいと。よろしく願いいたします。

○田中NW事業監視課長 それでは、本日の議事録については、案ができ次第送付をさせていただきますので、御確認のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、第13回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。